

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、企業理念として“「働く場」「学ぶ場」へ心のこもったおもてなしを提供し、社会に貢献する”ことを掲げております。民間企業、教育機関、公共機関及び福祉施設を「働く場」「学ぶ場」とし、ICTサービス事業、オフィスシステム事業及びソリューションサービス事業の各事業分野が提供する商品・サービスの営業力・技術力を強化するとともに、「心のこもったおもてなし」力を継続的に高めております。また、経営理念である“お客さまと働く仲間を幸せにする”ことの実現により、継続的かつ安定的な企業成長をめざし、社会的責任を果たしてまいります。

こうした企業成長の実現、社会的責任の完遂に向けて、当社グループではコーポレート・ガバナンスを持続的な企業価値向上のための基盤として位置づけており、経営における透明性の確保、迅速性の維持・向上、公正性の強化及び果敢な意思決定を重視しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

〔 補充原則4-8③ 独立社外取締役の有効な活用 〕

現在当社では、独立社外取締役は1名であり、取締役会を構成する取締役10名に対して、支配株主から独立性を有する3分の1以上の独立社外取締役は存在していません。

当社の属するIT業界での環境変化の速さ、並びにIT保守等を中心とする当社業態の特殊性より、各ビジネス領域に精通する社内取締役を一定人数確保することは必須であり、これらを削減したうえで、自らの専門性（コーポレート・ガバナンス等）を基に客観的監視及び監督をする役割を強く期待される独立社外取締役を3分の1以上まで増加させることは、現時点では困難と考えております。

この観点から、現在当社では、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会の設置検討に着手することを想定しております。

〔 補充原則4-13① 情報入手と支援体制（内部監査部門の活用について） 〕

内部監査部門（当社内部監査室）と監査役においては、各々の監査過程での発見・気づき事項や監査結果の情報共有を行っております。

補充原則4-3④にて言及されている、内部統制及びリスク管理体制については、当社では内部監査室、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会がその任にあたっておりますが、内部監査部門から取締役会への直接報告制度の導入等は、今後の課題として認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

〔 原則1-4 政策保有株式 〕

営業活動において協力関係が必要な企業銘柄に限って投資有価証券を保有しております。一部の銘柄については、今後も保有継続を予定しておりますが、金融機関銘柄については早期に処分する方針を経営委員会にて決議しております。

（注：銘柄詳細については、有価証券報告書（第49期）36ページを参照）

〔 原則1-7 関連当事者間の取引 〕

取締役会規則において、親会社、親会社の子会社及び主要株主（当社の発行済株式総数の10%以上を保有する役員・法人・個人）と当社間での重要な取引（通常の取引条件・取引方法及び異なる取引を含む）は取締役会決議事項としております。

〔 補充原則2-4① 中核人材の登用等における多様性の確保 〕

(1)女性

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画に基づき女性中核人材を増やす活動を行っております。

（注：活動の詳細は、当社webサイトを参照（<https://www.esco.co.jp/josei/>））

(2)外国人

当社の主たる活動は日本国内市場が対象である点等より、現時点において、外国人中核人材の採用及び育成は計画しておりません。

(3)中途採用

中途入社時点での中核人材（管理職）採用は若干名に限定されますが、採用後数年の経験を経て、中核人材として活躍できる中途社員の採用を心がけております。

〔 原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮 〕

JJK（全国情報サービス産業企業年金基金）に企業年金運用を包括委託しております。

〔 原則3-1 情報開示の充実 〕

〔 補充原則3-1③ サステナビリティについての取組み等 〕

外国人の投資家及び株主の便宜のために、本年2021年より決算短信の英文開示を開始いたしました（注：当社webサイト（<https://www.esco.co.jp/english/>）より、他社サイト「IR Street」へリンクし開示）。

サステナビリティへの取組み及び開示については、本年度（2022年7月期）中に同テーマを検討するサステナビリティ委員会を社内で立ち上げ、

具体的な対応方針の検討及び決定を行い、活動の推進を想定しております。

〔 補充原則4-1① 取締役会による経営陣に対する委任の範囲 〕

取締役会規則により、取締役会による意思決定事項並びに経営陣に対する委任事項を定めております。

〔 原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質 〕

規程、規則としての独立性判断基準及び資質判断基準はありませんが、独立社外取締役候補者を選出する場合に、当該個々人の適正性について判断しており、株主総会の招集通知書等において、その内容を開示しております。

〔 補充原則4-10① 任意の仕組みの活用 (指名委員会・報酬委員会) 〕

任意の仕組みを活用してはおりませんが、指名委員会及び報酬委員会に該当する権限について、補充原則4-8③後段にて言及されている特別委員会の設置を行い、委任することを想定しております。

〔 補充原則4-11① 取締役会・監査役会の実効性確保 (スキル・マトリックス等) 〕

〔 補充原則4-11② 取締役会・監査役会の実効性確保 (兼任状況の毎年開示) 〕

〔 補充原則4-11③ 取締役会・監査役会の実効性確保 (実効性の分析・評価) 〕

①スキルマトリックス等

現任の各取締役によって、経営戦略面、事業戦略・マーケティング面 (IT業界、エンジニア領域、教育市場・民間市場・公共市場などの市場別対応、等)、コーポレート・ガバナンス面、財務・会計面、リスクマネジメント面、等の各領域をカバーしております。

②兼務状況開示

取締役の兼務状況については、毎年の定時株主総会招集通知書にて開示しております。

③実効性の分析・評価

第三者による取締役会の実効性評価 (アセスメント) を実施し、課題認識することを予定しております。

〔 補充原則4-14② 取締役・監査役のトレーニング 〕

取締役各人の専門性領域 (例、事業戦略面、リスクマネジメント面、等) 以外の領域についての、網羅的な役員研修プログラム導入検討に着手することを想定しております。

〔 原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針 〕

株主・投資家との面談及び対話は社長室が中心に行っており、株主・投資家からの要望並びに必要性に応じて、経営トップとの面談及び対話を実施しております。今後は、必要に応じて社外取締役及び監査役との面談等も想定いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

〔大株主の状況〕

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社内田洋行	1,239,000	34.46
株式会社内田洋行ITソリューションズ	275,000	7.65
株式会社大塚商会	180,000	5.01
ウチダエスコ持株会	173,200	4.82
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR:FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	153,000	4.26
野村證券株式会社	66,200	1.84
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	62,800	1.75
竹内 ひろの	52,000	1.45
野村信託銀行株式会社 (投信口)	43,100	1.20
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	28,412	0.79

支配株主 (親会社を除く) の有無

— — —

親会社の有無

株式会社内田洋行 (上場: 東京) (コード) 8057

補足説明

上記大株主の状況は、2021年7月20日現在の状況です。
所有割合 (%) は自己株式 (4,765株) を控除して計算しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	7月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社である株式会社内田洋行との取引条件については、下記に基づき合理的に決定した上で取引を行っています。

(1) 商品等の販売については市場価格、総原価等を勘案して当社希望価格を提示し、協議のうえ、一般取引先と同等の条件にて決定しております。

(2) 商品の仕入等については、市場価格から算定した価格並びに取引会社から提示された価格を検討のうえ、一般取引先と同等の条件にて決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、親会社である株式会社内田洋行よりシステム関連機器やオフィス家具等を仕入れ、親会社に対してはシステム関連機器に係るハードウェア保守やネットワークサービスの提供、ソフトウェアの保守サービス等の提供、並びにOAサプライ品の販売等を行っています。

また当社は、親会社と定期的に経営情報を交換し、また人材の相互交流も行うことを通じて、顧客開拓等における連携した活動を展開しております。

このように当社は、事業推進や経営の連携面において、お客さまをはじめとするステークホルダーの方々に親会社及びそのグループ企業で構成されるウチダグループの一員として、ご納得いただけることを意識した活動を進めております。

一方、当社では経営環境の認識や企業理念、経営理念等に基づく経営の方向性と目標として3年間を対象とする中期経営計画の策定を行い、毎年度における施策の実施とその結果に基づく計画の見直しを行っています。これらを基礎として取締役会等での意思決定及び業務執行を行っており、上場会社としての経営の独立性を確保しております。

注.

1. 当社は、支配株主である株式会社内田洋行より公開買付け（以下TOB）の提案を受け、賛同いたしました。
(2021年12月3日「支配株主である株式会社内田洋行による当社株式に対する公開買付けへの賛同及び応募推奨のお知らせ」をご参照下さい)
2. 当報告書は、このTOB成立後のガバナンス体制及び内容を記載したものではありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名
------------------------	----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k

- 山本 直道 弁護士
- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
 - i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
 - j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
 - k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 直道	○	山本直道法律事務所 代表弁護士 山本直道公認会計士事務所 代表	山本直道氏は、弁護士及び公認会計士であり、一般株主と利益相反が生じるおそれのない、経営から独立した立場であり、かつ企業統治、法令遵守並びに会計及び経営管理に関して、豊富な経験と見識で経営を監視しうると当社は判断し、社外取締役及び独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役のみ数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人より定期的に会計監査の結果について報告を受け、情報、意見の交換を行うなど相互に連携した体制となっております。また、内部監査部門として内部監査室(専任6名)を設置しております。内部監査室は監査役と連携しながら計画的に監査を実施し、業務内容の妥当性のチェックを行うなど内部統制の徹底を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中野 隆	他の会社の出身者										△			
戸村 芳之	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中野 隆	○	取引先(株)富士通エフサス 常務取締役兼CFO (2018年3月まで) 取引先(株)富士通エフサス 特命顧問 (2019年3月まで)	長きにわたり(株)富士通エフサスに在籍し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない、経営から独立した立場であり、かつ財務、会計及び経営管理に関して、豊富な経験と見識で経営を監視しうると当社は判断し、社外監査役及び独立役員として選任しております。
戸村 芳之	○	取引先株式会社みずほ銀行 元経堂支店長 (2006年8月まで) 中央商工株式会社(株) 元顧問 (2015年7月まで)	長きにわたり金融機関(旧(株)富士銀行及び現(株)みずほ銀行)に在籍し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない、経営から独立した立場であり、かつ財務、会計及び経営管理に関して、豊富な経験と見識で経営を監視しうると当社は判断し、社外監査役及び独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を満たす社外役員は、全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

常勤取締役の報酬については、固定部分に加え、全社の売上高、経常利益予算の達成度を勘案し業績に連動した部分を評価加算して支給しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2021年7月期(2020年7月21日～2021年7月20日) 開示内容 単位:千円
取締役 10名 報酬総額 76,500 (基本報酬 69,120 業績連動報酬等 7,380)
(うち社外取締役 1名 総額 6,000 基本報酬 6,000)
監査役 4名 報酬総額 19,765 (基本報酬 19,765)
(うち社外監査役 2名 総額 11,050 基本報酬 11,050)

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1995年10月19日に開催された株主総会の決議により取締役の報酬総額は年150,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含んでおりません)、監査役の報酬総額は年額30,000千円以内としております。

各取締役の報酬は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬は、監査役の協議により決定しております。

常勤取締役の報酬については、職務に基づき支給される固定の月額報酬と経營業績によって変動する業績連動報酬で構成しております。

非常勤取締役及び監査役の報酬については、その職務に鑑み、固定報酬である月額報酬のみとしております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外役員のサポートを専任で行う体制はとっておりませんが、取締役会事務局を社長室に置き室長(部長格)が、社外役員との適時かつ適切な連携を行っております。

また、定時及び臨時取締役会においては、取締役会規則及び権限基準規程等に基づく審議議案について十分な議論を尽くすなど、取締役会の有効性を確保するよう努めております。さらに、定時取締役会においては業務執行状況に関して、会社全般については取締役専務執行役員2名から、各取締役執行役員からは所管の本部及び事業部について報告が行われ、社外役員に的確な情報が伝わるよう努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会、経営委員会及び監査役会を設置し、これらに加えてリスク管理委員会、コンプライアンス委員会等の各種委員会並びに内部監査室を加えた体制で、業務執行状況について下記に記載した監査及び監督を実施しており、経営管理組織としてその機能を発揮していると判断しております。

(1) 取締役会

取締役10名（うち社外取締役1名）で構成する取締役会を定例的に毎月1回、また必要な場合には随時開催しております。これには監査役も出席し、経営戦略及び方針をはじめとした経営の重要事項及び業務執行状況について最終的な意思決定並びに経営の執行状況の監視及び監督を行っております。

(2) 経営委員会

代表取締役社長、取締役会長、取締役専務執行役員2名で構成する経営委員会を定例的に毎月1回、また必要な場合には随時に開催して、経営戦略及び方針等をはじめとした経営の重要事項について協議しております。

(3) 監査役会

常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名（うち社外監査役2名）で構成する監査役会を設置しております。監査役は、監査役会で定めた監査方針に従い、取締役会等の重要会議に出席し、独立した立場で適宜、意見の表明を行うとともに、子会社も含む当社グループの取締役等から業務執行状況の聴取や重要な決裁書類等の閲覧等により厳正な監査を行っております。

(4) 監査法人

監査契約を有責任 あずさ監査法人と締結し、会社法及び金融商品取引法の監査を受けております。同監査法人及び監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営に関する監督及び監査面については、当社の社外取締役1名、社外監査役2名は、当社との人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はなく、当社事業から独立した視点に基づく監督及び監査が行われていると考えております。取締役会においては、社外取締役は独立した視点と見識に基づいた助言、議論及び意思表示を行っており、社外監査役は専門の見地より業務の適法性及び妥当性等をチェックすることで、経営に対する監視機能を果たしております。

また、業務執行面については、経営の透明性、迅速性及び正当性の観点に基づき、経営の意思決定機関及び業務の監督機関としての取締役会と、執行役員による業務執行機関を分離しております。

こうしたコーポレート・ガバナンス体制を採用することで、取締役会における適切かつ有効な意思決定が確保されていると当社は考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年7月期については、株主総会開催日10月14日に対して、法令の定めである2週間前の発送日9月29日に比べ1日前倒した9月28日に発送しております。
その他	招集通知の発送前に自社ウェブサイトに掲示し、早期情報開示に努めております。2021年7月期については、発送日である9月28日に比べ13日前倒した9月15日に掲示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2021年9月14日に2021年7月期決算説明会を開催し、代表取締役社長より2021年7月期決算概要及び2022年7月期経営計画等について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト上に「IR 情報」の項目を設け、投資家向けトップメッセージをはじめとして以下の内容を掲載しております。 ・IR ニュース（適時開示情報ほか） ・コーポレートガバナンス基本方針及びガバナンス報告書 ・中期経営計画 ・IRライブラリ （業績ハイライト、有価証券報告書、決算短信、決算説明会資料、ビジネスレポート（株主通信）、アナリストレポート等）	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	オフィスシステム事業部(東京都江東区木場)で2020年1月にISO14001の認証を取得し、環境保全に関する方針及び毎年度の目標設定等を行い、環境保全活動の実施をしております。
その他	経営管理ツールとして導入しているバランススコアカード(BSC)上の、14の重要成功要因の中に「ステークホルダーの新規開拓と信頼関係構築」を掲げ、具体的施策を事業分野毎に毎年度検討し実施しております。 なお、BSCの戦略マップと上記内容について、当社ウェブサイト上の「第49期ビジネスレポート*1」(IR情報>IRライブラリ内に、株主総会後(2021年10月14日)遅滞なく掲載予定)にて開示しております。 *1 https://www.esco.co.jp/img/pdf/49_business_report.pdf

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及び子会社からなる企業集団の「業務の適正を確保するための体制」(以下「内部統制システム」という)に関する基本方針は以下のとおりです。

当社の取締役会は、当社及び子会社からなる企業集団に係る内部統制システムについて、以下の基本方針を策定しています。当社の取締役会は、内部統制の実施状況に対する整備・運用状況をチェックし、適宜基本方針の見直しを実施することで、内部統制システムの充実に努めています。

(1) 当社及び子会社の取締役並びに使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び子会社のコンプライアンス推進体制として当社内にコンプライアンス委員会を設置し、当社及び子会社のコンプライアンスの徹底を図ります。
- ② 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行状況について、各社の取締役会による監督及び監査役による監査並びに管理部門における統制を通じて、法令、各社の定款、グループ管理規程類及び各社の諸規程等に準拠したコンプライアンスの維持向上を図ります。
- ③ 当社及び子会社に適用する、「コンプライアンスの基本方針」、「ウチダエスコグループ行動規範」及び法令違反等があった場合の通報体制として「内部通報制度」を制定します。

(2) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社及び子会社のリスク管理体制として、当社は「リスク管理委員会」を設置し、経営をめぐる各種リスクについて、外部環境及び内部環境に起因するリスクを判別した上で、後者についてはさらに戦略リスク及びオペレーショナルリスクの区分を認識した各種リスクについて総括的な管理を行います。各種リスクへの対応状況を踏まえ、定期的(半年ごと)に発生可能性と経営に与える影響度を加味したリスクランク、残存リスクについて評価を行い、リスク対応計画を策定、実施することによりリスク低減を図ります。
- ② 当社及び子会社は、災害リスク、経済リスク及び社会リスク等の外部環境に起因するリスク、並びに内部環境に起因するリスクとしての戦略リスク及び各種オペレーションプロセスに関する個別リスクについて規程、マニュアル等を定め、これに基づき活動していくとともに、規程、マニュアル等の継続的な見直しを行います。

(3) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及び子会社では、各社にて定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催し、その決定に基づく業務執行を、業務分掌規程、職務権限規程、権限基準表等に基づき、それぞれの責任者が実施します。
- ② 当社及び子会社の代表取締役社長は、各社の内部統制システムの構築及び整備、並びに運用の責任及び権限を有します。
- ③ 当社及び子会社は、経営環境の変化に対応するため、3か年ごとに中期経営計画を各社にて策定、実施すると共に、中期経営計画に基づいた各社の単年度の経営計画を策定、実施します。

(4) 当社及び子会社の取締役・使用人、又はこれらの者から報告を受けた者(以下、取締役・使用人・報告を受けた者、という)が当社の監査役に報告をするための体制

- ① 当社及び子会社の取締役・使用人・報告を受けた者は、経営の状況、事業の進捗状況、財務の状況、コンプライアンスの状況、経営の重要事項を当社の監査役に対して定期的に報告します。
- ② 当社及び子会社の取締役・使用人・報告を受けた者は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実の発生、当社及び子会社の取締役・使用人の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実の発生、重要な会計方針の変更等の制定等があった場合、当社の監査役に対して速やかに報告します。
- ③ 子会社の業務執行に関する事項については、当該子会社の執行部門や取締役等を通じて、当社の監査役に報告します。
- ④ 前記に関わらず当社の監査役は、当社及び子会社の取締役・使用人に対して報告を求めることができるものといたします。

(5) 前項において監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社の監査役に報告を行った当社及び子会社の取締役・使用人に対して、当該報告を行ったことを理由とする解雇その他の不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底いたします。

(6) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社の取締役会議事録等、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、適正に記録し、「文書管理規程」、「文書保存年限基準

」及び情報管理に関して定めてある規程等に基づき適切に保存、管理を行います。当社の取締役及び監査役は必要に応じ、これらの文書を閲覧できるものとします。

② 当社の情報セキュリティについては、「情報セキュリティ基本方針」を定め、推進体制として「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティマネジメントシステムの適切な運用により、情報セキュリティの維持・向上を図ります。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性、並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、補助使用人という）を求めた場合、その補助業務内容に応じた専任の当該使用人を選出し対応します。

② 当社の監査役の補助使用人の指揮命令権は、監査役とします。その職務に関して、補助使用人は取締役及び使用人の指揮命令を受けません。また、当該補助使用人の人事異動及び人事評価等については、取締役は監査役の同意を得て決定します。

③ 当社の取締役及び使用人は、監査役の補助使用人に対する指示が確実に実行できるように協力します。

(8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

① 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、監査役の意見を聞いたうえで、毎年一定額の予算を設けます。

② 監査役から外部の専門家（弁護士、公認会計士等）を利用した場合の費用など、緊急の監査費用について前払や償還を求められた場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。

(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は取締役会に出席し重要事項の報告を受けると共に、会計監査人と定期的に情報、意見の交換を行い、相互連携を図ります。

② 代表取締役社長と監査役との間で、監査全般に係る意見交換の会合を定期的に開催します。

(10) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「ウチダエスコグループ運営規程」及び「ウチダエスコグループ運営細則」にて、子会社の管理体制を定め、財務状況その他の重要事項の当社による事前承認、各社での決定及び決裁を義務付けています。また当社は、各社からの報告に基づき業務執行状況を把握し、各社の支援及び指導を行います。

(11) その他内部統制システムにする事項

当社は、当社及び親会社・子会社の連携を密にして、当社及び子会社からなる企業集団に係る内部統制システムの構築を行います。子会社については、「ウチダエスコグループ行動規範」に基づく法令遵守を徹底するなど、当該子会社取締役と連携して企業集団としての内部統制システムの構築及び整備を行います。

(12) 反社会的勢力を排除するための体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合には、組織的に毅然とした姿勢で対応し、被害防止に努めます。

内部統制システムの運用状況は、以下のとおりです。

当事業年度においては、コンプライアンス関連につきましては、取締役・執行役員・管理部門長にて構成するコンプライアンス委員会を1回開催し、1年間の活動内容を確認するとともに、課題点を抽出したうえで具体的な対応の検討を行い、グループ各社での実施に結び付けました。また、12月1日の当社が定めるコンプライアンス・デイにおいて、代表取締役社長より当社及び子会社の全部門に向けて直接コンプライアンスに関するメッセージの発信を行い、重点テーマを設定し、当社及び子会社の全部門において勉強会を実施しました。なお、内部通報制度の運用に関しては、通報者の保護及び通報内容の守秘性確保等の見地から「ウチダエスコ ホットライン通報窓口」を設け、自社内窓口のみならず社外の法律事務所、専門業者及び親会社を含む5箇所にて初期対応する体制を採用しております。

リスク管理につきましては、取締役・執行役員・管理部門長にて構成するリスク管理委員会を2回開催し、経営環境の変化・法制度改正の影響などを勘案し、リスク要素を外部環境に起因するリスク、内部環境に起因するリスクに分類した上で、前者については災害リスク、経済リスク及び社会リスク等の観点から、後者については戦略面とオペレーション面に区分をしたうえで、戦略決定リスク、経営プロセスリスク、法務リスク、情報リスク及び社内業務プロセス上の各種リスク等の各視点から検討し、リスク管理状況の点検と課題点の抽出及び対応策の検討を行い、グループ内でのリスク対応実施に結び付けました。

情報セキュリティに関しましては、取締役・執行役員・内部監査室・情報システム室にて構成する情報セキュリティ委員会を2回開催し、セキュリティ問題の認識と対応の検討を行いました。

以上のように、上記活動並びに基本方針に定める各種社内規程及びプロセスに基づき、当社及び子会社は内部統制システムの運用を適切かつ適時に実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

前項1「内部統制システムに関する基本方針」中の項番(12)を参照ください。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る体制の概要は、下記のとおりです。

1. 当社に係る情報

(1) 決定事実に係る情報

業務執行に係る重要事項について、情報開示担当役員（管理本部長）、社長室、管理本部にて適時開示規則に基づく開示の必要性について事前に検討した上で取締役会での決議を行い、その後速やかに開示を行う体制となっております。

(2) 発生事実に係る情報

重要な事実が発生した場合、当該部門より情報開示担当役員に報告があり、開示規則に基づき開示の必要性を検討した上で、開示が必要な場合には速やかに開示手続きを行う体制となっております。

(3) 決算に係る情報

連結会計年度及び四半期連結会計期間に係る決算内容は、決算数値情報、定性的情報について会計監査人等の監査またはレビューを受け、取締役会で審議し承認されたのち速やかに開示を行う体制となっております。

2. 子会社に係る情報

子会社に係る情報については、子会社担当の取締役を定め、当該取締役が子会社の取締役会に出席し、子会社の業務執行状況を把握するとともに子会社各社から月次ベースで経営情報の報告を受け、管理本部長が当社取締役会に報告しております。

その過程において、子会社の決定事実、発生事実等について前記メンバーを中心に会社情報開示規則に基づき開示の必要性について検討した上で、開示が必要な場合には速やかに開示手続きを行う体制としております。

模式図（参考資料）の添付

